

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 愛知県日進市浅田平子二丁目8番地

氏名 株式会社 東伸サービス
代表取締役 中野 兼司 様

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

豊田市長 太田 稔彦



許可の年月日 平成28年 3月 7日

許可の有効年月日 平成35年 1月10日

1. 事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）

積替え、保管を含む。

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を含む。）、鋳さい、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、ダスト類

以上 16品目

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（積替え又は保管を行う場合に限る。）

(1) 所在地

豊田市篠原町片坂35-14

(2) 面積

1,885.62m² (保管面積 107.31m²)

(3) 産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を含む。）、鋳さい、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、ダスト類

(4) 保管上限

112m³

(5) 高さ

1.45m

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成13年 1月10日 更新許可

平成18年 1月11日 更新許可

平成23年 1月18日 更新許可

平成28年 3月 7日 更新許可(優良認定)

5. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無

~~有~~ ・ 無

